

# サービスを利用するまでの手続きの流れ

65歳以上の方

40歳～64歳の方

利用したいサービスは何ですか？

訪問型サービス（ヘルパー）と通所型サービス（デイサービス）だけが使えれば良い。

住宅改修や福祉用具のレンタルなどの介護（介護予防）サービスが使いたい。  
※訪問型サービスと通所型サービスと併せて使う場合も含まれます。

さんちゃん体操や講座などの一般介護予防事業に参加したい。

40歳から64歳で特定疾病がある方

介護が必要な状態ですか？

寝たきり状態や認知症状があり、目が離せない状態です。  
例えば…  
・食事、排泄、移動に介助が必要  
・ひどい物忘れや同じ話をするような認知症状がある。

上記のような状態ではありません。

要介護・要支援認定

一般介護予防事業

要介護・要支援認定

要介護・要支援認定

基本チェックリストの実施

認定結果の通知

認定結果の通知

要支援1・2 要介護1～5

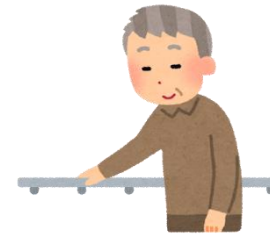
介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出

サービス事業対象者

一般介護予防事業が利用できます。

要支援1・2 要介護1～5

65歳以上の方は、基本チェックリストの実施ができます。



基本チェックリスト該当者

サービス事業対象者  
要支援1～2と同程度の状態

要介護認定等の目安

要支援1

生活機能の一部に若干の低下があり、介護予防サービスを利用すれば改善が見込まれる。

要支援2

生活機能の一部に低下があり、介護予防サービスを利用すれば改善が見込まれる。

要介護1

身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり、歩行等で支えが必要。何らかの認知症状がある。

要介護2

身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり、歩行等で支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要

要介護3

身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄等で全般的な介助が必要

要介護4

日常生活を営む機能がかなり低下しており、全面的な介助が必要な場合が多い。問題行動や理解低下があり、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。

要介護5

日常生活を営む機能が著しく低下しており、全面的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解低下もあり、意思の疎通が困難。

※要介護認定等の目安は、参考例であり、実際には介護認定審査会において本人の状態を総合的に判断して決定されます。



サービス利用計画の作成

サービス利用の開始